

郵便による転出の手続きについて

下記の要領にて郵送により手続きを行うことができます。

次のA, B, Cの3点をそろえて送付してください。
(多度津町に申請する場合の例)

| | | |
|----------|----------------|---------|
| A | | |
| B | | |
| C | | |
| 764-8501 | | |
| 多度津町役場 | 多度津町栄町三丁目3番95号 | 香川県仲多度郡 |
| 住民環境課 | | |
| 行 | | |

A 申請書

B 返信用封筒

送付先・氏名を記入して切手を貼ってください。

送付先は原則、転出先の住所です。

(代理人申請の場合は代理人の住所に送付します。)

速達等を希望される方は、普通郵便+必要な郵便の切手を貼ってください。※郵便料金は、改定があるので金額をご確認ください。

特例転出の場合は必要ありません。申請前にご確認ください。

C 本人確認書類のコピー

国・地方公共団体が発行した免許証・許可証・資格証明書など
顔写真つきのものは1点

保険証・年金手帳など顔写真のついていないものは2点

《注意事項》

- 代理人が申請する場合、委任状が必要となります。
- 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰せられますのでご注意ください。
- ご不明な点がございましたら、事前に申請先の市区町村役場にお問合せください。
- 郵送手続きの場合、市区町村における処理ができるまで時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

◆ 送付先・お問合せ先 ◆

〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

多度津町役場 住民環境課 住民係

TEL 0877-33-4480

E-Mail jyuukan@town.tadotsu.lg.jp